

## 第31号議案

### 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「限る」の次に「。以下同じ」を加える。

第3条第1項中「による勤務時間」の次に「（第25条の3及び第25条の4において「正規の勤務時間」という。）」を加える。

第15条第4項中「職員の勤務時間に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

第25条の2第2項中「20,200円」を「15,900円」に改める。

第25条の3第1項中「講師で」を「講師のうち」に、「又は水産」を「、水産」に、「教頭、教諭又は講師」を「教諭」に、「含む。）が」を「含む。）であって」に、「、実習」を「実習」に、「場合にその者に対して」を「ものを対象として、次に掲げる場合に」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業に従事した場合
- (2) 正規の勤務時間以外の時間に行う必要がある業務であって人事委員会規則で定めるものに週休日又は休日等において2時間以上連続して従事した場合
- (3) 正規の勤務時間以外の時間に行う必要がある業務であって人事委員会規則で定めるものに正規の勤務時間以外の時間（週休日及び休日等を除く。）において1時間以上連続して従事した場合

第25条の3第3項を削り、同条第2項中「前項に」を「第1項に」に改め、「教頭又は」を削り、「場合」を「業務に従事した場合（同項各号に掲げる場合に該当するときに限る。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 産業教育手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の場合 授業1時間につき300円

(2) 前項第 2 号の場合 1 日につき1,200円

(3) 前項第 3 号の場合 1 日につき600円

第25条の 4 第 1 項中「で定時制の課程」の次に「(夜間の課程に限る。以下この条において同じ。)」を加え、「校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)及び教員」を「教頭」に、「教頭並びに」を「者に限る。)及び教員(」に、「定時制教育又は通信教育」を「定時制の課程における教育又は通信制の課程における教育」に、「実習助手に限る。)」を「実習助手をいう。以下この条において同じ。)を対象として、次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 教頭のうち定時制の課程に関する校務を整理する者及び教員のうち本務として定時制の課程における教育に従事する者が全日制の課程における教育に従事する教育職員の正規の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める時間において3時間以上業務に従事した場合

(2) 教頭のうち通信制の課程に関する校務を整理する者及び教員のうち本務として通信制の課程における教育に従事する者が勤務時間条例第 4 条の規定により勤務時間が割り振られた日曜日において業務に従事した場合

第25条の 4 第 2 項を次のように改める。

2 定時制通信教育手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。ただし、教頭にあつては、当該額に100分の80を乗じて得た額とする。

(1) 前項第 1 号の場合 1 日につき900円

(2) 前項第 2 号の場合 1 日につき2,400円

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例中第15条第 4 項及び第25条の 2 第 2 項の改正規定は平成21年 4 月 1 日から、第 2 条、第 3 条第 1 項、第25条の 3 及び第25条の 4 の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は平成21年 6 月 1 日から施行する。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

2 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「、第25条の3、第25条の4」を削る。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

3 職員の修学部分休業に関する条例（平成20年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、定時制通信教育手当、産業教育手当」を削る。